

新潟市建築物の耐震改修の促進に関する法律に係る認定等に関する要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、建築物の耐震改修の促進に関する法律（平成7年法律第123号。以下「法」という。）及び新潟市建築物の耐震改修の促進に関する法律施行細則（平成26年新潟市規則第59号。以下「細則」という。）に基づき、市長が行う認定等の業務に関して必要な事項を定めるものとする。

(書類の省略)

第2条 次の各号に掲げる建築物について法第22条第1項の規定により認定の申請をしようとする者は、細則第10条第2項第3号に規定する書類を省略することができる。

- (1) 新潟市木造住宅耐震診断士派遣事業実施要綱第12条第2項に基づく通知において上部構造評点の範囲が1.5以上又は1.0以上1.5未満である建築物
- (2) 新潟市木造住宅耐震改修工事等補助金交付要綱に基づく補助金の交付を受けて耐震診断を行った建築物のうち、当該耐震診断の結果が平成18年国土交通省告示第185号に定める基準によって地震に対して安全な構造であることを確かめた建築物又は総合評点が1.0以上である建築物
- (3) 新潟市木造住宅耐震改修工事等補助金交付要綱に基づく補助金の交付を受けて耐震改修工事又は段階的耐震改修工事（一部耐震改修工事のみの場合を除く。）を行った建築物
- (4) 新潟市マンション耐震改修等促進事業実施要綱に基づく補助金の交付を受けて耐震診断を行った建築物のうち、当該耐震診断の結果が平成18年国土交通省告示第185号に定める基準によって地震に対して安全な構造であることを確かめた建築物
- (5) 新潟市マンション耐震改修等促進事業実施要綱に基づく補助金の交付を受けて耐震改修工事を行った建築物
- (6) 新潟市特定建築物耐震診断等補助金交付要綱に基づく補助金の交付を受けて耐

震診断を行った建築物のうち、当該耐震診断の結果が平成18年国土交通省告示第185号に定める基準によって地震に対して安全な構造であることを確かめた建築物

(7) 新潟市特定建築物耐震診断等補助金交付要綱に基づく補助金の交付を受けて耐震改修工事を行った建築物

(8) 細則第7条に基づく報告が行われた建築物

(9) 細則の施行の際に現に法第19条に基づき、法第17条第3項の認定の通り施工された旨の報告をされた建築物

2 平成25年法律第20号の施行の前に耐震診断を実施した建築物について同法附則第3条の規定により耐震診断の結果の報告をしようとする者は、細則第13条第1項第2号に規定する書類を省略することができる。

附 則

この要綱は、平成26年3月28日から施行する。

附 則

この要綱は、平成28年4月1日から施行する。